

青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(平成三十一年条例第一号) の一部改正【第五条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(その他の要件)</p> <p>第二十七条 第三条から前条までに定めるものを除くほか、認定要件は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u></p> <p>_____ (平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第二号) (附則第二項を含み、附則第三項から第七項までの規定を除く。) に定めるところによるものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(その他の要件)</p> <p>第二十七条 第三条から前条までに定めるものを除くほか、認定要件は、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u> (平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／告示第二号) (附則第二項を含み、附則第三項から第七項までの規定を除く。) に定めるところによるものとする。</p> <p>2 [略]</p>